

病院床頭台システム等設置・運営仕様書

1. 業務名

井原市立井原市民病院 病院床頭台システム等設置・運営業務

2. 業務の経緯・目的

患者の入院中の療養環境向上を目的とし、入院患者が安心かつ快適に入院生活を送るために設置するものである。

また、従来プリペイドカード式床頭台を設置していたが、カードの磁気不良、破損、カードの販売、精算に係るトラブル等により、入院患者及び患者家族に多大な迷惑をおかけする事例が頻発している。こうしたことから、本業務においては品質向上のためプリペイドカード方式を廃止し、日額定額方式へ変更するものとする。

3. 契約期間

令和7年9月1日から令和14年8月31日まで7年間

4. 業務内容

事業者は当院設備の一部を借り受け、当院の各病院に床頭台（テレビ、収納設備）を常時設置するとともに機器の保守を行う。また、患者及び患者家族からの利用申し込みを受け、利用料金請求等の運営を行う。

5. 基本条件

(1) 設置条件

- ① 病棟の業務・患者の利用等に支障が出ないよう、当病院指定の場所に設置すること。
- ② 業者決定後、令和7年8月末日までに導入に必要な工事・導入機器を設置し、稼働可能な状態にすること。
- ③ 設置機器、機器設置に伴う工事及び機器等の保守管理に係る一切の費用については、設置業者の負担とする。
- ④ 工事内容、搬入の詳細については、当病院の担当者と協議すること。

(2) 設置機器に係る使用料

- ① 行政財産使用料（病院施設の使用料及び光熱費使用料）は免除とする。
- ② 手数料（病院施設の使用料及び光熱水費使用料金相当額）として、売上金額に料率を乗じて得た額を当院に納付すること。但し、この料率は、各事業者の提案によるものとする。（百分率により提案すること。）

なお、当院の年間売上金額（清算後金額）は、下記の通りである。

令和元年度	3,759,180 円	令和4年度	3,630,870 円
令和2年度	3,986,510 円	令和5年度	3,912,560 円
令和3年度	3,815,320 円	令和6年度	4,009,270 円

③ NHK 受信料は、設置業者負担とする。

④ 使用料の徴収方法について

- 1) 日額定額法式等徴収方法とする。床頭台テレビ利用料金は、日額 300 円～400 円（税込）程度とする。
- 2) 精算は月末締め翌月末までに契約により定めた手数料を当院へ支払うこと。
- 3) 精算手数料は徴収しないこと。
- 4) 利用料金請求及び未納者への対応は受託者が行い、当院は関与しない。
- 5) 利用料金の状況を適切に管理し、月次にて収納額を病院へ報告すること。

(3) 設置機器の条件及び仕様等

① 床頭台（台数 139台）

※ベッド周辺での医療行為に支障がないよう配慮されたものであるとともに、転倒防止・安全面に配慮されていること。

- 1) 寸法は W495×D640×H1700 程度とすること。
- 2) 両側面にタオル掛けを有していること。
- 3) 背面部に衣類を収納できるロッカーを有していること。
- 4) テレビを使用しないときは格納式であること。
- 5) 収納スペースは、3箇所以上有していること。（上部に1箇所とする）
- 6) スライドテーブルが付属すること。
- 7) 引き出し部に貴重品を入れる為の鍵を有していること。
- 8) 鍵の紛失時や破損時には速やかに他の鍵と交換が可能であること。
- 9) 鍵は患者様が持ち出しできるようにリストバンド等を取り付けること。
- 10) キャスターは一括ロック式とし、その機構は下記の条件を満たしていること。
 - ・ロックペダルは1ペダル式とし、踏み込んだ時は、4輪全てロックとなる機構であること。また、跳ね上げた時は、4輪全てが解除となる機構であること。
 - ・車輪ロック時、目視による明確な確認ができること。
 - ・車輪径は、75mm 以上であること。
 - ・安全性・耐久性に優れた仕様となっていること。

② 液晶テレビ（台数 139台）

- 1) 国内メーカー及び国内流通主要メーカー製品とする。
- 2) 画面サイズは19インチ以上のLEDバックライト式であること。
- 3) 高視野角のモニターであること。
- 4) 床頭台に天吊り式アームにて固定すること。
- 5) 前面にイヤホンジャックを有すること。（イヤホンは無償提供とすること）

- 6) 地上デジタルチューナー内蔵であること。
- 7) 地上波デジタル放送が視聴できる施しを講じていること。
- 8) リモコンはワイヤレスとし、操作が容易であること、他のテレビとリモコンが干渉しないような対策が施されていること。また、破損紛失時における交換や乾電池の補充を無償で対応すること。
- 9) 天吊り式アームを設置し簡単な操作でテレビを格納でき、物を置けるスペースを確保できること。

③ 保守管理体制

- 1) システムの故障・苦情等の処理については迅速に対応すること。
- 2) 万一の故障に備えて、予備の床頭台をあらかじめ用意すること。
- 3) システム等の維持管理、補修等の保守管理業務は受託者の責任のものに行い、費用は受託者の負担とすること。

④ アンテナ環境整備

- 1) 地上デジタル放送が安定して視聴できるよう、アンテナ環境の整備を行うこと。
- 2) 運用開始後、アンテナユニット等の劣化により視聴環境が低下した場合、病院と協議し適切な対応をすること。

6. その他

- (1) 設置する機器は、新品のものとする。
- (2) 仕様書で定める他に事業所として当然行うべき事項については、誠実にこれを行うこと。仕様書に記載のない事項については、委託者・受託者双方協議の上決定するものとする。
- (3) システム設置は、前事業者と協力して入替え作業を実施し、令和7年8月末までに設置を完了すること。次回システム更新の際も、次期事業所と協力して入替え作業を実施すること。